

第55期 第4回 熊本地方最低賃金審議会（令和7年度第4回） 議事録

- 1 日 時 令和7年8月7日（木） 14時00分～14時50分
2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟10階 熊本労働局大会議室
3 出席者
　　（公益代表委員） 泉委員、倉田委員、諏佐委員、本田委員、森口委員
　　（労働者代表委員） 黒木委員、齊藤委員、西委員、花岡委員、山本委員
　　（使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、浦田委員、原山委員、山下委員
　　（熊本労働局） 金谷労働局長

【事務局】斎藤労働基準部長、清水賃金室長、佐藤室長補佐、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議題

- (1) 中央最低賃金審議会会長メッセージについて
- (2) 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達について
- (3) その他

5 議事内容

補佐

定刻になりましたので、ただ今から、第55期第4回（令和7年度第4回）熊本地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

まずは定足数の報告です。本日の委員の御出席は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、で委員総数15名中15名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

次に公開についてです。熊本地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により、本審議会は原則として公開することになっています。本日は、一般の方から4名、報道機関6社から傍聴及び取材の申し込みがあつてありますので報告いたします。

申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは以後の審議を倉田会長にお願いしたいと思います。

会長よろしくお願ひします。

会長

皆様こんにちは。それでは早速議題の方に入ってまいりたいと思います。

議題の1「中央最低賃金審議会会長メッセージについて」です。事務局から御説明をお願いします。

室長

まず、「目安」の位置づけについて改めて確認させていただきます。令和7年度版最低賃金決定要覧の190ページを御覧ください。令和5年度の中央最低賃金審議会の全員協議会報告に記載されているように「目安」は地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たり、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にする指標であり、目安が地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではないことが確認されています。またこの趣旨が地方最低賃金審議会の委員にも確実に伝わるような仕組みとして、中賃会長のメッセージを書面でお配りするとともに、ビデオメッセージを放映させていただいているところです。

それでは、準備が整いましたので、放映いたします。

〈中央最低賃金審議会藤村会長ビデオメッセージ〉

皆さんこんにちは、中央最低賃金審議会会长の藤村でございます。

今年度も、目安の位置付けの趣旨、あるいは中央最低賃金審議会がとりまとめました令和7年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいております。今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨について、理解を深めていただきたいというふうに思います。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的としております。通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたりまして考慮する要素としては、様々なものがあるんですが、基本的な考え方をここでお伝えをしておきたいと思います。

まず、最低賃金は法定の3要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっている。また、生活保護に係ります施策との整合性に配慮することも法定されております。その際、地域間バランスを図るという観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すということになっております。また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められております。具体的には、中長期の金額目標と、地域間格差是正になります。

次に、目安について御説明をしたいと思います。

令和5年全員協議会報告や、令和7年度目安小委員会報告に記載されておりますおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることであれば、目安を上回る、あるいは目安を下回ることもありうるというふうに私どもは考えております。

地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌されまして、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で決定をしていただきたいと思っております。

それでは本年度の目安のポイントを御説明したいと思います。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づきまして納得感のあるものとなるよう、公労使で7回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。3要素のうち何を重視するかは、年によって異なるわけですが、昨年度に引き続きまして、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えまして、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることにも着目しました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて御説明をいたします。

まず「労働者の生計費」についてです。

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきました。これは昔からそういうふうにしております。それとともに、今年度の物価について丁寧に議論をしました。足下の物価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の約7割を占めている、いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯についてみると近年上昇傾向にあること、令和6年においては勤労者世帯で26.5%となっており、さらに勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.5%と、更に高い水準になっていること、こういった点を公労使で確認しました。しかしながら、食料やエネルギーは、昨年、指標としてみた消費者物価指数の「頻繁に購入する品目」にだけに含まれるものではなく、また、様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む「1か月に1回程度購入」や、そのどちらにも含まれない穀物を含む「食料」、生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」等の生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認し、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断をいたしました。

そういった中で、今年度の議論では、消費者物価指数のどれか1つの指標に着目するのではなく、複数の指標を総合的にみようということになりました、今年度は、「持家の帰属家賃を除く総合」に加えて、4つの指標を追加的にみることといたしました。具体的には、「頻繁に購入する品目」「1か月に1回程度購入する品目」「基礎的支出項目」「食料」の4つでございます。こういった指標をみながら、「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準、今年度は10月以降の平均が3.9%でしたが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案いたしました。

なお、4つの項目の平均の上昇率を順に申し上げますと、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%の高い水準になっております。

3要素の2番目、「賃金」については、連合、経団連、日本商工会議所、厚生労働省の30人未満企業を対象としました賃金改定状況調査といった様々な調査で、賃上げのベクトルが上向きであることが今年も確認されております。賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について公労使の考えが一致したところでございます。

最後に、3つ目「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解されておりまして、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行いました。

支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけです。そこで例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、そのほか売上高経常利益率等も確認しております。その際、資本金規模が1000万円未満の企業が厳しいといったデータや、価格転嫁にはまだまだ改善の余

地があることは意識したところですが、全体として支払能力は改善傾向であるというふうに考えました。

さて、今年度示した目安についてですが、これまで説明をした点と一部重複はいたします。しかし、ここは強調しておきたいので申し上げておきたいと思います。

3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すにあたっては、昨年度に引き続きまして、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視する、それに加えまして、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることにも着目をいたしました。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意したところであります。具体的には、全国加重平均としては、今年度は 6.0%、63 円を基準としてランク別の目安額を検討することいたしました。

次に、ランクごとの目安額についてです。近年、配意を求められている政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれております。中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要だということで意識してまいりました。そういう中、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の上昇率が、A ランクで 3.8%、B ランクで 3.9%、C ランクで 4.1% となっており、C ランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第 4 表①②③における賃金上昇率が C ランク、B ランク、A ランクの順に高くなっていること、などの指標を考慮すると、今年度は、下位ランクの目安額が、上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えました。具体的には、A ランク 63 円、率にしますと 5.6%、B ランク 63 円、率は 6.3%、C ランク 64 円、6.7% といたしました。C ランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっていることは、中央最低賃金審議会として、地域間格差是正への配意、物価や賃金等の指標をみて、お示ししたものであります。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考としていただきたいと思います。なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくために、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中ありました。これについては、早速労働局には伝達されていると承知しておりますので、適宜参考にされたいと思います。

次に発効日についてです。

発効日については、10 月 1 日等の早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要等の声も上がっております。こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第 14 条第 2 項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員の間で議論して決定できるとされていることを踏まえて、引上げ額とともに、発効日についても十分に公労使で議論を行っていただくよう、中央最低賃金審議会の公益委員として要望をしたいと思います。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてまいりました。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考にしていただいて、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の

実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを私どもは期待しております。

中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果にこれからも注目していきたいと思います。

以上、私からのメッセージでした。

室長

以上です。

会長

ありがとうございました。

それでは次の議題に移りたいと思います。議題の2「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達について」です。事務局から伝達をお願いします。

部長

目安伝達に関する資料としまして、資料2-1から2-3まで御用意しております。資料2-1につきましては目安の答申文です。資料2-2中央最低賃金審議会目安小委員会の公益委員見解の資料です。それと別添ということで参考資料をつけております。資料2-3は目安小委員会の報告です。

本日は資料2-2の公益見解と参考資料で説明させいただきたいと思いますので、こちらを御用意いただきたいと思います。

只今、中央最低賃金審議会の藤村会長メッセージで、目安の位置付け、本年度の目安のポイント、法定3要素のそれぞれの評価のポイントについて、また発効日について、御覧いただき御確認をいただきました。事務局から、一昨日の第3回本審でも御説明させていただきましたとおり、本年度の目安額を決めるに当たって考慮されました法定3要素につきまして、公益委員見解資料を基にもう少し詳しく御説明させていただきたいと思います。

資料2-2の公益委員見解本文と参考資料を別々に御用意しておりますのでお手元に御用意をお願いいたします。

資料2-2公益委員見解の1ページ目の2(1)アの「労働者の生計費」の部分について御説明します。併せて参考資料の2ページを御覧いただきたいと思います。

3要素のまず「労働者の生計費」は「消費者物価指数」が確認されておりますが、「持家の帰属家賃を除く総合」につきましては、前年の最低賃金が改正された令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合の平均が3.9%増となっております。前年同期のところでは3.2%ですので、引き続き高い水準ということが確認されています。続いて2ページです。本年度は最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から4つの資料が確認されています。1つ目が「頻繁に購入する品目」のデータです。こちらにつきましては同じ期間ですと4.2%、前年同期から5.4%ということで、こちらにつきましては低下ということになっております。

続きまして、段落の「一方」というところ、「持家の帰属家賃の除く総合」の直近の消費者物価指数の上昇要因に関し主な項目別に寄与度を確認されておりますが、こちらにつきましては別添の参考資料4ページの赤丸と赤く四角で囲っているところで

すが、「生鮮食品」「生鮮食品を除く食料」「エネルギー」これを足して、全体として3.8%増ですが、これらの合計の寄与が全体の約7割を占める状況です。

次にエンゲル係数です。これにつきましては別添参考資料の5ページ目ですが、勤労者世帯で26.5%、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する実態として、勤労者世帯のうち最も所得が低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.5%ということで、さらに高い数字となっております。生活必需品における価格の上昇やエンゲル係数の上昇は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を下げる要因ともなっていると考えらえる。ということが目安小委員会報告に記載されてございます。

こうしたことから、食料やエネルギーについては「頻繁に購入する品目」以外に今回、新たに3つの指標を確認したということでございます。

1つ目は、食料品やエネルギーなどの品目が含まれます「1か月に1回程度購入する品目」と、2つ目は穀物を含めた食料品全般を示します「食料」、それから3つ目が食糧やエネルギーに限らず生活の基礎となる「基礎的支出項目」のこの3つについて新たに確認されております。

最初に「食料」の状況でございますが、資料2-2の2ページ目の下から9行目ですが、同じ期間ですと平均6.4%、前年同期で平均5.5%ということで高い水準となっています。次に基礎的支出項目のデータにつきましては同じ期間で平均5.0%、前年同期が平均2.9%ということで高い上昇率となっています。次に「1か月に1回程度購入する品目」についてですが、同じ期間で平均6.7%、前年同期で平均1.1%ということで大幅に上昇して高い水準で推移しているということで確認されてございます。

「頻繁に購入する品目」の構成と「1か月に1回程度購入する品目」の構成につきましては別添参考資料の3ページ目で御確認ください。

別添参考資料の2ページ目に今申し上げました各品目と、対象とした期間の各平均が表として載ってございますが、各品目の都道府県別のデータは、「持家の帰属家賃を除く総合」と表の一番下の「食料」につきましては熊本県のデータもございますが、「頻繁に購入する品目」、「1か月に1回程度購入する品目」、「基礎的支出項目」につきましては都道府県のデータはございません。

資料2-2の3ページ目で、労働者の生計費についての考察と評価がされていますが、消費者物価指数については「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきたが、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果（参考資料6ページになります）が出ていることや、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目などの生活必需品を含む項目のウェイトが消費支出全体で相当程度の割合を占めていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要があるということで、まとめられてございます。

続きまして3要素の「賃金」に関する指標でございます。

まずは、春季賃上げ妥結状況における賃上げ上昇率でございますが、連合の第7回最終集計結果につきましては5.24%という結果になってございます。中小でも4.65%で、2年連続で4%を上回っているという中で、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ率の加重平均額の引上げ率の概算については5.81%ということで、3年連続で5%の水準となってございます。こちらのデータにつきましては別添参考資料の7ページにございます。熊本県のデータにつきましては連合熊本で集計をされてございまして、こちらの集計結果につきましては一昨日の第1回専門部会の資料として配布してございます。

続いて経団連の結果が記載されています。大手企業で5.38%、中小でも4.35%ということでデータが確認されてございます。これにつきまして、経団連の方で昨日大手企業の最終計が公表されておりまして、今申し上げました5.38%が第1回集計ですが、最終集計としまして5.39%という結果になってございます。

続きまして日商による中小企業の賃金改定に関する状況です。正社員の結果では全体で4.03%、20人以下の企業で3.54%、パート・アルバイトの全体では4.21%ということで昨年から上昇しているとされています。それからパート・アルバイトの20人以下では3.30%ということで、昨年度よりは低下しておりますが2年連続で3%超えとなっています。

厚労省で実施しております30人未満の企業の賃金改定状況調査結果でございますが、別添参考資料の11ページでございます。第4表の①②の賃金上昇率ですが全体としては2.5%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値の引上げ率であったということでございます。

熊本が入りますCランクは3.0%ということで昨年の2.7%から0.3ポイント上昇しています。それから第4表の③でございますが、こちらにつきましては調査結果が前年6月と今年の6月の両方に在籍している労働者の賃金上昇率を確認されていますが、全体計では3.1%でCランクでは3.6%という数字になっております。

資料2-2の4ページですが、大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られるとまとめられております。

その下のEU指令の取り扱いについて記載がございますが、こちらにつきましては今後検討課題であるというふうにまとめられておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして3要素の「通常の事業の賃金支払能力」でございますが、先ほどの中央最低賃金審議会の会長メッセージでもありましたが、特に決め手となるような指標がないということでございましたが、いくつか確認をされております。

1つ目が法人企業統計における経常利益率でございますが、こちらにつきましては別添参考資料の14ページ目でございます。令和5年度でございますけれども資本金1,000万円以上で11.3%、1,000万円未満で28.8%の増加となっております。

次に、売上高経常利益率について確認されておりますが、こちらは別添参考資料の15ページですが、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和6年は6~10%程度で推移、令和7年の第1四半期は7.0%とということで、安定して改善の傾向にあるとされています。

従業員一人当たりの付加価値についても確認されておりまして、別添参考資料の 16 ページ目でございます。全体で令和 3 年度は 4.9% 増加、令和 4 年度は 2.2% 増加、令和 5 年度は 4.7% 増と足下で改善の傾向にあるとされています。令和 5 年度については資本金 1,000 万円未満の製造業で 7.2% 増、非製造業で 4.8% 増となっており改善しているというところが、参考資料の赤く囲っているところでございます。

次に労働分配率が資料 2-2 の 4 ページから 5 ページにかけて記載されておりますが、労働分配率につきましては足下で低下傾向にあることが確認されてございます。添参考資料の 17 ページ目でございます。

令和 3 年度 2.6% 減、令和 4 年度 1.4% 減、令和 5 年度 2.4% 減ということで令和 5 年度は 65.1% となっています。また企業規模が小さいほど労働分配率は多くなっているということでございますが、令和 5 年度は資本金 1,000 万円以上で 62.8%、資本金 1,000 万円未満で 80.0% となっておりますが、資本金 1,000 万円未満におきましても令和 4 年度から 4.6 ポイント減ということで低下している状況にあります。

続きまして、日銀短観において売上高経常利益率が確認されてますけども、大企業と中小企業との開きについては、令和 5 年度で製造業が 6.79 ポイント差、非製造業では 4.61 ポイント差だったのに対して、令和 6 年度は製造業が 7.00 ポイント差、非製造業で 4.21 ポイント差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にあるとされています。

ここで、日銀短観の関係で、一昨日の第 1 回専門部会において、日本銀行熊本支店の日銀短観の 2025 年 6 月調査について説明をさせていただきましたけれども、原山委員から調査対象企業について御質問いただきました件で、日本銀行熊本支店に確認したところ日銀短観と同じく、原則として資本金 2,000 万円以上の企業を対象としているということで、日本銀行が調査対象として適切と考える企業を選定しているということでしたので、この場をお借りして御報告させていただきます。以上が「通常の事業の賃金支払能力」に関するデータですが、同じものの熊本県版を確認したのですが、ないということでございました。当県のデータとしましては、九州財務局や日本銀行熊本支店の調査結果を御活用いただきたいと思います。

続きまして、5 ページ目下段に価格転嫁について記載されていますが、価格転嫁につきましては改善の余地があるということで、中央最低賃金審議会会長メッセージでもございましたが、全体的にみますと価格転嫁は進んでいるという状況が、公益委員見解報告の中で記載されています。別添参考資料としましては 20 ページから 23 ページまで価格転嫁に関する資料が掲載されてございます。

以上が法定 3 要素のデータについて確認された内容となっております。そして、これらを踏まえて本年度の目安額をどうするかについてですが、6 ページの「エ 各ランクの引上げ額の目安」から進んで 7 ページの下から 3 段落目以降に記載がございます。

「これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。」

とありますて、次の段落で

「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第 1 条に規定するとおり、最低賃金制度の

目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては全国加重平均 6.0% (63 円) を基準として検討することが適当であると考えられる。」

ということで、本年度の目安額の設定の考え方方が記載されています。

そして、7ページ最後の行から

「各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の対前年上昇率は A ランクで 3.8%、B ランクで 3.9%、C ランクで 4.1% となっており、ランク間の差は昨年より縮小しているものの、A・B ランクより C ランクの上昇率が高くなっていることを考慮する必要がある。また、賃金改定状況調査結果の第 4 表①②③における賃金上昇率は、C ランク、B ランク、A ランクの順に高くなっている。さらに、雇用情勢として B・C ランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。これらのことから、C ランクを A・B ランクより相対的に高くすることが考えられる。

これらのことから、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であり、具体的には、A ランク 63 円 (5.6%)、B ランク 63 円 (6.3%)、C ランク 64 円 (6.7%) とすることが考えられる。」

と、本年度のランク別の目安額を設定した考え方方が記載されています。

それと発効日についてですが、中央最低賃金審議会の藤村会長のメッセージの最後の方にもありましたが、資料 2-2 の 10 ページの「力」の一番下の段落に記載があります。

「地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10 月 1 日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考え方もある。その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要となる賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声も挙がっている。このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第 14 条第 2 項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。」

と記載されています。

その他、11 ページの（2）に生活保護と最低賃金の比較では乖離が生じていないことが確認されたことが記載され、（3）で最低賃金引上げの影響について、大きな影響は確認できていないが、引き続き検討していく必要があること。また、本年度はより詳細に分析を行ったが、今後の丁寧に影響把握を行ったうえで目安の検討を行うことが適当であるということが記載されています。この、影響を分析したデータとしましては、別添参考資料の 24 ページ以降に記載がございますので、適宜御覧いただきたいと思います。

以上、「令和 7 年度地域別最低賃額改正の目安」につきまして伝達させていただきます。本目安を参考に、法定 3 要素に基づき御審議のほどよろしくお願ひいたします。
事務局から以上でございます。

会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の御説明に質問等ございますか。

よろしいですか。それでは中央最低賃金審議会から出されました目安を踏まえつつ、法定の 3 要素を踏まえまして熊本県としての最低賃金額につきまして、今後審議を進めていきたいと思います。

それでは議題 3 「その他」につきまして事務局からございますか。

室長

この後第 2 回専門部会を、5 分ほど休憩を入れて開催したいと思います。

専門部会の委員様におかれましては引き続きよろしくお願いします。

なお、次回本審の開催日につきましては後日御連絡をいたします。

会長

それでは皆様よろしいでしょうか。

泉委員

会長よろしいでしょうか。

会長

泉委員どうぞ。

泉委員

今回、中央最低賃金審議会の目安額を見てわかるとおり、C ランクは初めて A B ランクを上回ってきたわけで、地域間格差の是正というのがポイントになってきているわけですが、地域間格差の是正は進めるべきと考えていらっしゃるのか、それとも、そんなに重視していらっしゃらないのか、専門部会の労使の委員の方々に認識を伺つておきたいのですが。

会長

はい、山本委員どうぞ。

山本委員

簡潔に申し上げたいと思います。

地域間格差につきましては、これまでの私たちの論議の中でもかなり主張させていただいておりましたし、今回は中央最低賃金審議会として、Cランクを高く設定しているという、このメッセージを私たちはしっかりと受け止めておく必要があるだろうと思っております。当然、その水準の多寡についてはここで申し上げることはできませんけれども、九州の中で熊本の経済力であったり、実力値、こういったものを考えたときに今の状況には違和感を感じておりますので、しっかりと協議をさせていただきたいと思っております。

会長

ありがとうございました。

使側委員はいかがでしょうか。

岩永委員

基本的には、どうしても各地域、各県での経済力の格差というのは厳然としてあるわけですから、一気に同じレベルにというのは難しいと我々としては理解しているところです。ですが、人の流れの問題や、労働力の流れの問題、その辺を考えますと少しずつ縮めていかなければならないのかなということは考えております。

ただ現時点では、一律に来年、再来年にというのは非常に厳しいと思っているところが実際のところでございます。以上です。

会長

ありがとうございました。

泉委員よろしいですか。

泉委員

はい。

会長

それでは本審の委員の皆様、どうもありがとうございました。

お疲れ様でございました。